

2019年9月吉日

治験・製造販売後調査 依頼者様各位

大阪医科大学附属病院  
臨床研究センター

## 2019年10月の消費増税に際する費用の対応について

時下ますます清栄のこととお慶び申し上げます。

掲題の件、当院での治験あるいは製造販売後調査に係る費用について、2019年10月の消費増税に際する対応をご連絡いたします。

消費増税に伴い覚書等の対応はせず、読替え対応をお願いいたします。

ご不明な点・ご質問等がございましたら、下記までお問い合わせください。

### 記

1. 受託研究費等、間接諸経費(管理経費 35%、間接経費 30%)が加算されている費用については、消費増税後も費用の変更はございません。
2. 現在、消費税が加算されているものに対しては、発生日・実施日が9月30日までのものは8%、10月1日以降のものは10%として請求させていただきます。  
なお、請求書発行日が10月1日以降であっても発生日・実施日が9月30日までのものであれば消費税8%が適用されます。但し、画像複写提供代金については画像データ発送日を基準といたします。

以上

### 【お問い合わせ先】

大阪医科大学附属病院 臨床研究センター事務局

TEL：072-683-1221 内線 2257 担当：渡部(nanaew@osaka-med.ac.jp)